

○「喫煙し、若しくは裸火を使用してはならない場所及び危険な物品を持ち込んではない場所」の指定

(平成4年4月1日)
加古川市消防本部告示第3号)

加古川市火災予防条例（昭和36年加古川市条例第30号）第23条第1項の規定に基づき、喫煙し、若しくは裸火を使用してはならない場所及び危険な物品を持ち込んではない場所を次のとおり定めたので告示する。

1 喫煙し、若しくは裸火を使用してはならない場所

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席
- (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分
- (3) 旅館、ホテル、飲食店、キャバレー、ナイトクラブ又はダンスホール（以下「旅館等」という。）の舞台
- (4) ゴム工場ののり引場及びのり貼場
- (5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲（伝統的行事、宗教的行事等及び生活に必要な行為を除く。）

2 危険な物品を持ち込んではない場所

- (1) 劇場等の舞台又は客席
- (2) 百貨店等の売場又は展示部分
- (3) 旅館等の舞台及び客席
- (4) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の廃止)

- 2 加古川市火災予防条例第23条第1項に基づき火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所（昭和61年10月1日加古川市消防本部告示第1号）は、廃止する。